

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第100号

(平成30年8月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

昨年度の相談状況をまとめました (2, 3面)
宅配業者を装った詐欺メールに注意! (4面)

不安をあおって、契約させる「点検商法」にご注意!

先日の地震や大雨などの影響で、家の補修をされる方も多いかと思いますが、**屋根や床下などを無料で点検するという名目で、業者が自宅に訪問し、「このままにしておくと大変なことになる」などと不安をあおり、その結果、不要なリフォーム工事などの契約をさせられた**など、災害に便乗した悪徳商法が発生していますので、ご注意ください。

事例

「近くで工事をしていたら、お宅の屋根が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、「外見からは分かりづらいが、屋根裏が相当にひどい状態なので、すぐに修理をした方がいい」と言われ、不安になり、言われるがままに約50万円の修理契約をしてしまった。



アドバイス

- リフォーム工事などの勧誘ということを告げずに点検を持ち掛け、不安をあおって契約を迫るのは「**点検商法**」という手口です。
見知らぬ業者には対応しないようにしましょう。



- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにせず、別の業者や専門家に調べてもらうなど、**その場で契約しないようにしましょう。**
- 契約してしまった場合でも、法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合は、**クーリング・オフで契約を解除することができます。**

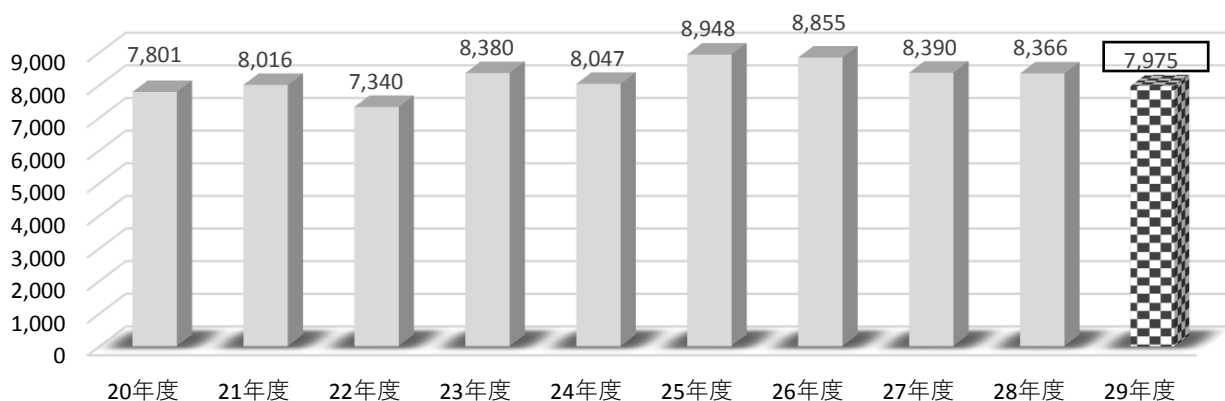


悩んだときは京都市消費生活総合センター (☎256-0800) まで!

平成29年度消費生活相談の状況をまとめました！

平成29年度の当センターにおける消費生活相談件数は7,975件であり、
前年度8,366件と比較し、391件（4.7%）の減少となりました。

消費生活相談件数の推移



■年齢別の相談件数と過去三年間のデータ

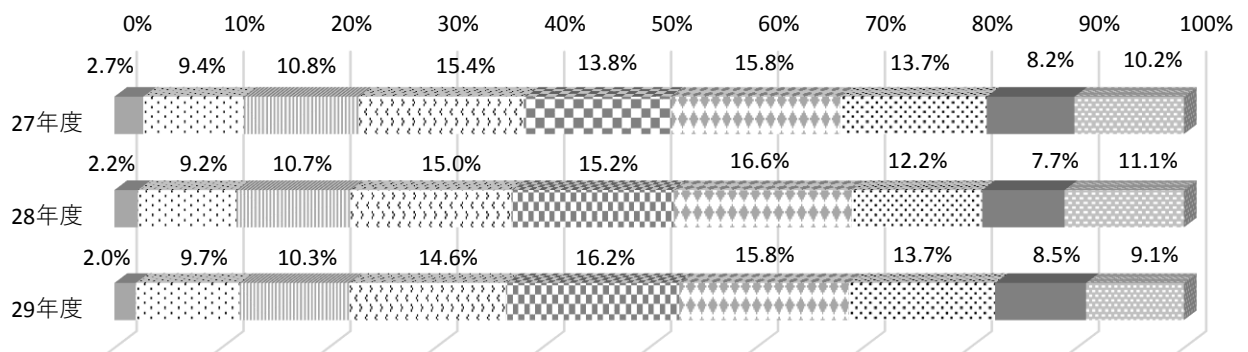
50歳代からの相談が最も多く、1,295件（16.2%）となっており、
続いて、60歳代からの相談が、1,264件（15.8%）となっています。

また、70歳代以上からの相談は、全体の2割を占め、依然として高い推移となっています。

（単位：件数）

	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～	不明	合計
27年度	231	787	910	1,290	1,155	1,327	1,148	689	853	8,390
28年度	188	772	894	1,258	1,268	1,391	1,023	647	925	8,366
29年度	161	776	820	1,162	1,295	1,264	1,093	675	729	7,975

年齢別相談件数の構成比の推移



■ 20歳未満 :: 20歳代 ■ 30歳代 ▷ 40歳代 ◻ 50歳代 ◂ 60歳代 ◃ 70歳代 ■ 80歳以上 ◉ 不明

相談内容別ランキング

(単位:件数)

順位	29年度		28年度	
1	放送・コンテンツ等	1,091	放送・コンテンツ等	1,435
2	商品一般	641	インターネット通信サービス	467
3	賃貸住宅	405	商品一般	400
4	インターネット通信サービス	396	賃貸住宅	385
5	健康食品	273	移動通信サービス	254
6	移動通信サービス	232	健康食品	253
7	フリーローン・サラ金	224	フリーローン・サラ金	247
8	化粧品	154	家屋修繕工事	123
9	理美容	140	医療サービス	123
10	紳士・婦人洋服	138	書籍・印刷物	105

* この表の分類は、「PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) 分類・キーワードマニュアル (2015版)」(独立行政法人 国民生活センター発行)による。

■相談の多い内容

1位「放送・コンテンツ等」

(サイトを閲覧しただけで、料金を請求されるワンクリック請求の相談など)

事例

- 利用した覚えのない、アダルト情報サイトの利用料を請求するメールが届いた。
- 携帯電話で無料のゲームアプリを見つけたので、メールアドレスを登録したところ、ダウンロード画面に移らず、出会い系サイトに登録されてしまった。

2位「商品一般」(架空請求はがきに関する相談など)

事例

- 公的機関のようなところから「訴訟最終告知のお知らせ」という未払料金を支払うように書かれたハガキが届いたが、全く身に覚えがない。

3位「賃貸住宅」(マンションやアパートなどの入退居時に関するトラブルなど)

事例

- 賃貸マンション退去時に、管理会社から「敷金はリフォーム代に充てる」と言われ、敷金が全く返ってこない。
- 新居を探すために不動産業者を訪ね、取り急ぎ1ヶ月分の家賃を申込金として支払うことになったが、数日後、断ることにしたところ、不動産業者から返金できないと言われた。

宅配業者を装った詐欺メールに気をつけて！！

最近、大手の宅配業者を装った、詐欺メールが急増しています。

宅配業者を名乗る SMS（ショートメール）などには、

「配送物は下記よりご確認ください」

「再配達ご希望の場合、こちらから日時設定をお願いします」

などの文面と共に、**偽サイトへのリンクを促す内容になっており、**

サイトにアクセスすると、さらに偽アプリのインストールを勧めてきます。

これらの偽サイトは、宅配業者の公式サイトに似せて作っていて、詐欺サイトとは気づきにくく、指示通りに偽アプリをインストールしてしまい、

気づかないうちに、スマホが勝手に作動し、

フリペイドカードを購入させられたり、

スパムメールを大量に送信する

という相談が寄せられています。

万が一、そのような偽アプリをインストールしてしまった

場合は、**機内モードや、電源を切るなどの方法で**

スマホの動作を停止し、アプリの削除や携帯会社に相談する」

といった対応が必要になるので、くれぐれもご注意ください。



【編集後記】

先日、車を運転中にバッテリーが上がってしまい、炎天下の中、ロードサービスが来るまで、1時間近くエアコン無しで待ち続けることとなってしまいました。周りにはお店もなく、飲み物を用意しなかったのは大失敗でした。それ以来、外出の際は必ず何か飲み物をカバンに入れておくようにしています。

今年は記録的な猛暑で、大変な日々が続いておりますが、無理をせず、こまめに水分補給をして熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan

*土・日・祝日（年末年始を除く）の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



平成30年8月発行 京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第304479号

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

